

昭和三十三年文部省令第十八号

学校保健安全法施行規則

学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十條、第十四条及び第十六条第五項並びに学校保健法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）第四條第一項、第五條第二項、第六條及び第九條第三項の規定に基き、及び同法の規定を実施するため、学校保健法施行規則を次のように定める。

第一章 環境衛生検査等（第一条・第二条）

第二章 健康診断

第一節 就学時の健康診断（第三条・第四條）

第二節 児童生徒等の健康診断（第五条―第七條）

第三節 職員の健康診断（第十二条―第十七條）

第三章 感染症の予防（第十八条―第二十一条）

第四章 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則（第二十二條―第二十四條）

第五章 国の補助（第二十五條―第二十七條）

第六章 安全点検等（第二十八條―第二十九條）

第七章 雑則（第三十條）

附則

第一章 環境衛生検査等（環境衛生検査）

第一条 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）以下「法」という。第五條の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第六條に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。

（日常における環境衛生）

第二条 学校においては、前条の環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。

第二章 健康診断

第一節 就学時の健康診断

第三条 法第十一条の健康診断の方法及び技術的基準は、次の各号に掲げる検査の項目につき、当該各号に定めるとおりとする。

一 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査

し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見にとめる。

二 脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側湾症等に注意する。

三 胸部の異常の有無は、形態及び発育について検査する。

四 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。

五 聴力は、オーディオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。

六 眼の疾病及び異常の有無は、感染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。

七 耳鼻咽喉頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。

八 皮膚疾患の有無は、感染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。

九 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。

十 その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については適切な検査によつて知的障害の発見にとめる、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によつて結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見にとめる。

（就学時健康診断票）

第四条 学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第四條第一項に規定する就学時健康診断票の様式は、第一号様式とする。

第二節 児童生徒等の健康診断

第五条 法第十三條第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。

2 第一項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された

者（第六條第三項第四号に該当する者に限る。）については、おおむね六か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

（検査の項目）

第六條 法第十三條第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

一 身長及び体重

二 栄養状態

三 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態

四 視力及び聴力

五 眼の疾病及び異常の有無

六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無

七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

八 結核の有無

九 心臓の疾病及び異常の有無

十 尿

十一 その他の疾病及び異常の有無

2 前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

3 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年に行うものとする。

一 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下この条、第七條第六項及び第十一條において同じ。）の全学年

二 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条、第七條第六項及び第十一條において同じ。）の全学年

三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条、第七條第六項及び第十一條において同じ。）及び高等専門学校（第一学年）

四 大学の第一学年

4 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第四学年及び第六学年、中学校及び高等学校の第二学年並びに高等専門学校の第二学年及び第四学年においては第四号に掲げるものうち聴力を、大学においては第三号、第四号、第七号及び第十号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

（方法及び技術的基準）

第七條 法第十三條第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三條の規定（同条第十号

中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条第四号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替へるものとする。

2 前条第一項第一号の身長は、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀部及びかかとを身長計の支柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。

3 前条第一項第一号の体重は、衣服を脱ぎ、体重計のはかり台の中央に静止させて測定する。ただし、衣服を着たまま測定したときは、その衣服の重量を控除する。

4 前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能に注意する。

5 前条第一項第八号の結核の有無は、問診、胸部エックス線検査、喀痰検査、聴診、打診その他必要な検査によつて検査するものとし、その技術的基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 前条第三項第一号又は第二号に該当する者に対しては、問診を行うものとする。

二 前条第三項第三号又は第四号に該当する者（結核患者及び結核発病のおそれがあると診断されている者を除く。）に対しては、胸部エックス線検査を行うものとする。

三 第一号の問診を踏まえて学校医その他の担当の医師において必要と認めらる者であつて、当該者の在学する学校の設置者において必要と認めらるものに対しては、胸部エックス線検査、喀痰検査その他の必要な検査を行うものとする。

四 第二号の胸部エックス線検査によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。

前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条及び第十一條において同じ。）の全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校の第二学年以上

の学生並びに大学の全学生については、心電図検査を除くことができる。

7 前条第一項第十号の尿は、尿中の蛋白、糖等について試験紙法により検査する。ただし、幼稚園においては、糖の検査を除くことができる。

8 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第十一条の保健調査を活用して診断に当たるものとする。

第八条 学校において、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

2 校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童又は生徒の健康診断票を進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童生徒等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童生徒等の健康診断票を転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

4 児童生徒等の健康診断票は、五年間保存しなければならない。ただし、第二項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から五年間とする。

第九条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十六条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

一 疾病の予防処置を行うこと。

二 必要な医療を受けるよう指示すること。

三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。

四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。

五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。

六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。

七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。

八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。

九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断に当たった学校医その他の医師が別表第一に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて決定する指導区分に基づいて、とるものとする。

第十条 法第十三条第二項の健康診断は、次に掲げるような場合が必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。

一 感染症又は食中毒の発生したとき。

二 風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。

三 夏季における休業日の直前又は直後

四 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。

五 卒業のとき。

第十一条 法第十三条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

第三節 職員の健康診断

第十二条 法第十五条第一項の健康診断の時期については、第五条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月三十日まで」とあるのは、「学校の設置者が定める適切な時期に」と読み替えるものとする。

第十三条 法第十五条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

一 身長、体重及び腹囲

二 視力及び聴力

三 結核の有無

四 血圧

五 尿

六 胃の疾病及び異常の有無

七 貧血検査

八 肝機能検査

九 血中脂質検査

十 血糖検査

十一 心電図検査

十二 その他の疾病及び異常の有無

2 妊娠中の女性職員においては、前項第六号に掲げる検査の項目を除くものとする。

3 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、二十歳以上の職員においては第一号の身長を、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員、妊娠中の女性職員その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が二十未満である職員並びに自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMIが二十二未満である職員に限る。）においては第一号の腹囲を、二十歳未満の職員、二十歳以上二十五歳未満の職員、二十六歳以上三十一歳未満の職員、三十一歳以上三十五歳未満の職員又は三十六歳以上四十歳未満の職員であつて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十二条第一項第一号又はじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第八条第一項第一号若しくは第三号に掲げる者に該当しないものにおいては第三号に掲げるものを、四十歳未満の職員においては第六号に掲げるものを、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員においては第七号から第十一号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

第十四条 法第十五条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条（同条第十号中知能に関する部分を除く。）の規定を準用する。

2 前条第一項第二号の聴力は、千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る検査を行う。ただし、四十五歳未満の職員（三十五歳及び四十歳の職員を除く。）においては、医師が適当と認める方法によつて行うことができる。

3 前条第一項第三号の結核の有無は、胸部エックス線検査により検査するものとし、胸部エツ

クス線検査によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがある者、結核患者に對しては、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。

4 前条第一項第四号の血圧は、血圧計を用いて測定するものとする。

5 前条第一項第五号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。

6 前条第一項第六号の胃の疾病及び異常の有無は、胃部エックス線検査その他の医師が適当と認める方法により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。

7 前条第一項第七号の貧血検査は、血色素量及び赤血球数の検査を行う。

8 前条第一項第八号の肝機能検査は、血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査を行う。

9 前条第一項第九号の血中脂質検査は、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。

第十五条 学校の設置者は、法第十五条第一項の健康診断を行ったときは、第二号様式によつて、職員健康診断票を作成しなければならない。

第十六条 法第十五条第一項の健康診断に当たつた医師は、健康に異常があると認めた職員については、検査の結果を総合し、かつ、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、別表第二に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて指導区分を決定するものとする。

BM I 体重 (kg) / 身長 (m) 2

第十四条 法第十五条第一項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、第三条（同条第十号中知能に関する部分を除く。）の規定を準用する。

2 前条第一項第二号の聴力は、千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る検査を行う。ただし、四十五歳未満の職員（三十五歳及び四十歳の職員を除く。）においては、医師が適当と認める方法によつて行うことができる。

3 前条第一項第三号の結核の有無は、胸部エツ

クス線検査によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがある者、結核患者に對しては、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。

4 前条第一項第四号の血圧は、血圧計を用いて測定するものとする。

5 前条第一項第五号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。

6 前条第一項第六号の胃の疾病及び異常の有無は、胃部エックス線検査その他の医師が適当と認める方法により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。

7 前条第一項第七号の貧血検査は、血色素量及び赤血球数の検査を行う。

8 前条第一項第八号の肝機能検査は、血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマグルタミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）の検査を行う。

9 前条第一項第九号の血中脂質検査は、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。

第十五条 学校の設置者は、法第十五条第一項の健康診断を行ったときは、第二号様式によつて、職員健康診断票を作成しなければならない。

第十六条 法第十五条第一項の健康診断に当たつた医師は、健康に異常があると認めた職員については、検査の結果を総合し、かつ、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、別表第二に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて指導区分を決定するものとする。

2 学校の設置者は、前項の規定により医師が行つた指導区分に基づき、次の基準により、法第十六条の措置をとらなければならない。

- 「A」 休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。
- 「B」 勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと。
- 「C」 超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること。
- 「D」 勤務に制限を加えないこと。
- 「1」 必要な医療を受けるよう指示すること。
- 「2」 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 「3」 医療又は検査等の措置を必要としないこと。

（臨時の健康診断）

第十七条 法第十五条第二項の健康診断については、第十条の規定を準用する。

第三章 感染症の予防

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
- 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎、細菌性髄膜炎

三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治療するまで。
- 二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎細菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
 - イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）を経過するまで。
 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ハ 麻疹にあつては、解熱した後三日を経過するまで。
 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
- ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
- ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
- チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。
- 三 結核、髄膜炎細菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校

医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかつていない者がある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（出席停止の報告事項）

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

（感染症の予防に関する細目）

第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかつており、又はかかつていない疑いがある児童生徒等が発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2 校長は、学校内に、感染症の病毒に汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

第四章 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則

（学校医の職務執行の準則）

第二十二条 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。

三 法第八条の健康相談に従事すること。

四 法第九条の健康指導に従事すること。

五 法第十三条の健康診断に従事すること。

六 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。

七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。

八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。

九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。

十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

（学校歯科医の職務執行の準則）

第二十三条 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
二 法第八条の健康相談に従事すること。
三 法第九条の保健指導に従事すること。
四 法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
五 法第十四条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。
六 市町村の教育委員会の求めにより、法第十条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。

七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

（学校薬剤師の職務執行の準則）

第二十四条 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。
二 第一条の環境衛生検査に従事すること。

る省令（昭和五十七年文部省令第二十号）による改正前の第六号」とする。

附則（昭和五十七年一〇月一日文部省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年八月九日文部省令第三二二号）
この省令は、昭和六三年九月一日から施行する。

附則（平成元年四月一日文部省令第一八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年三月二日文部省令第一号）
この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成四年二月二六日文部省令第二号）
この省令は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成四年一月二六日文部省令第三七号）
この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成五年四月二三日文部省令第二四号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年九月二八日文部省令第三八号）
この省令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、改正後の第五条第七項第二号の規定は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成六年二月二八日文部省令第四九号）
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年一月一七日文部省令第三八号）抄
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年二月二二日文部省令第四六号）
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の第十条及び第十一条並びに第四号様式の規定は、平成十一年一月一日から施行する。

附則（平成一一年三月二三日文部省令第五号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成十二年一〇月三十一日文部省令第五三三号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一四年三月二九日文部科学省令第一二二号）
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 平成十四年度に小学校の第四学年に在学する者に対する同年度の学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の健康診断における検査については、なお従前の例による。

附則（平成一五年一月一七日文部科学省令第一号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月三十一日文部科学省令第二二二号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月三十一日文部科学省令第二三三号）
この省令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十三号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年六月九日文部科学省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日文部科学省令第五五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日文部科学省令第六号）
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年一〇月一日文部科学省令第三二二号）
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年二月二五日文部科学省令第四〇号）抄
この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附則（平成二〇年五月二二日文部科学省令第一六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日文部科学省令第一〇号）
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二三年三月三十一日文部科学省令第九号）
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月三〇日文部科学省令第一号）
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二六年四月三〇日文部科学省令第二二二号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十四条第四項及び第六項並びに第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年七月二日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）抄
（施行期日）

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

附則（平成二七年一月二〇日文部科学省令第一号）
この省令は、平成二十七年一月二十一日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二二日文部科学省令第四号）
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（令和元年七月一日文部科学省令第九号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和二年一月一三日文部科学省令第三九号）
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和四年二月二八日文部科学省令第四一〇号）
（施行期日）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。（経過措置）

2 幼稚園及び特別支援学校において通学のための自動車を使用する場合であつて、当該自動車に第二十九条の二第二項に規定するプザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置（以下この項において「プザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にプザー等を備えて同条第一項に定める児童生徒等の所在の確認を行うことを要しない。この場合において、通学のための自動車を運行する幼稚園及び特別支援学校は、プザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて児童生徒等の所在の確認を行わなければならない。

附則（令和五年四月二八日文部科学省令第二二二号）
この省令は、令和五年五月八日から施行する。

別表第一

区分	内容
生活規正の面	A（要休 授業を休む必要のあるもの）
業	B（要軽 授業に制限を加える必要のあるもの）
業	C（要注 授業をほぼ平常に行つてよいもの）
意	D（健全 平常の生活でよいもの）
康	1（要医 医師による直接の医療行為を必要とするもの）
療	2（要観 医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的な医療行為を必要とするもの）
察	

第7号様式（用紙、日本産業規格A4縦型）（標準用紙）（JIS規格）
昭和三十九年一月一日現在、昭和三十九年十一月三十一日現在、昭和三十九年十二月三十一日現在

年 月 日
市（町）教育委員会 様
都（道庁）教育委員会

令和 年度教育委員会事務局（国等）に
係る児童生徒数の概況について

学校種別別児童生徒数（概況）の概況に基づき、下記のとおり通知します。

種別	児童生徒数	単位
①地区別児童生徒数	小学校、中学校及び特別 教育学校並びに中等教育 学校の児童生徒数	人
	特別支援学校の小学校及 中学校	人
②性別別児童生徒数	小学校、中学校及び特別 教育学校並びに中等教育 学校の児童生徒数	円
	特別支援学校の小学校及 中学校	円
③学年別児童生徒数	小学校、中学校及び特別 教育学校並びに中等教育 学校の児童生徒数	円
	特別支援学校の小学校及 中学校	円